

定期監査の結果に基づく措置事項

令和 5 監査年度 第 1 回

(令和 5 年 10 月～令和 6 年 2 月執行分)

佐 賀 県 監 査 委 員

令和6年6月6日付けで公表した定期監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により佐賀県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年9月27日

佐賀県監査委員 原 惣一郎

同 荒 木 敏 也

同 角 貞 樹

同 宮 原 真 一

目 次

1 重要な指摘事項に係る措置事項	1
農林水産部 現地機関	1
県土整備部 現地機関	2
2 その他指摘事項・検討事項に係る措置事項	3
地域交流部 現地機関	3
健康福祉部 現地機関	5
産業労働部 現地機関	9
農林水産部 現地機関	10
県土整備部 現地機関	15
教育委員会所管の教育機関等	19
公安委員会所管の警察署	24

(所管は令和6年4月1日時点)

※ 監査の結果に記載している番号は、令和6年6月6日付けで公表した「定期監査結果報告書」に記載した番号である。

1 重要な指摘事項に係る措置事項

【農林水産部 現地機関】

監 査 対 象 機 関 名	果 樹 試 験 場
監 査 執 行 年 月 日	令 和 6 年 1 月 26 日
<p>(監査の結果)</p> <p>② 工事契約事務で適正でないものがあった。</p> <p>建設工事請負契約において、契約保証がなされていなかった。</p> <p>工 事 名 果樹試験場中晩柑ハウス地中熱交換井増設工事</p> <p>契約年月日 令和5年5月1日</p> <p>契約期間 令和5年5月1日～ 令和5年7月14日</p> <p>契約額 8,360,000円</p> <p>契約保証金の額 当該契約に係る金額の100分の10以上に相当する額</p> <p>工 事 名 果樹試験場中晩柑ハウス地中熱ヒートポンプ増設工事</p> <p>契約年月日 令和5年1月16日</p> <p>契約期間 令和5年1月16日～ 令和5年3月10日</p> <p>契約額 7,920,000円</p> <p>契約保証金の額 当該契約に係る金額の100分の10以上に相当する額</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>職員に対し、同様の事例が生じないように周知徹底を行った。</p> <p>具体的には、建設工事請負契約に関し、「金銭的履行保証事務処理要領」に基づく契約保証の取扱いについて改めて周知した。</p> <p>また、会計事務チェックシートを活用し、決裁段階においても確認を徹底することとした。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努める。</p>

【県土整備部 現地機関】

<p>監 査 対 象 機 関 名</p>	<p>杵 藤 土 木 事 務 所</p>
<p>監 査 執 行 年 月 日</p>	<p>令 和 6 年 1 月 3 0 日 令 和 6 年 1 月 3 1 日 (書面による監査)</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>① 工事の執行に関し適正でないものがあった。 内水監視カメラ及びその付帯装置を設置する工事において次のような不適正な執行が行われていた。</p> <p>①-① 完成検査を実地で行わず、内水監視カメラ制御用端末が未設置の状態であることを確認することなく成工認定を行っていた。</p> <p>①-② 一旦設置した内水監視カメラ制御用端末について発注機関に持ち帰ることを指示し、その後、発注機関において年度内に再度設置することを怠っていた。</p> <p>工 事 名 道路整備第 0131363-004 号 国道 498 号他道路情報提供装置等整備推進工事 (内水対策) (ゼロ県債)</p> <p>契 約 日 令和 4 年 3 月 3 日 工 事 期 間 令和 4 年 3 月 3 日～ 令和 5 年 3 月 15 日 請 負 金 額 23,437,700 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>覚知後、内水監視カメラ制御用端末を速やかに設置した。 今後は、同様の事例が発生しないよう、職員に対し再発防止を周知徹底するとともに、職員間の意思疎通を一層図りながら、適切な施工管理に努める。</p>

2 その他指摘事項・検討事項に係る措置事項

【地域交流部 現地機関】

監 査 対 象 機 関 名	博 物 館 ・ 美 術 館
監 査 執 行 年 月 日	令 和 5 年 12 月 20 日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 会計管理者へ協議しないまま独自の様式で領収証書を発行しているもの、また、領収証書発行番号整理簿に記入せず領収証書を発行しているものがあつた。	改めて担当課長等において佐賀県財務規則や関係通知等の確認を行った上で、規則等に沿った適正な事務処理を徹底することとした。
② 物品の受入手続や財務経営システムへの入力が遅延しているものがあつた。	今後は、佐賀県財務規則に基づき適切に物品の受入手続を行うとともに、備品台帳登録（財務経営システムへの入力）は複数職員で確認することとした。
③ 行政財産使用許可事務が遅延しているもの、また、行政財産使用許可・貸付台帳に記載された許可内容を更新していないものがあつた。	今後は、担当課長等において事務手続の進捗管理を徹底することとした。

監 査 対 象 機 関 名	名 護 屋 城 博 物 館
監 査 執 行 年 月 日	令和5年12月27日（書面による監査）
(監査の結果)	(措置の内容)
① 令和4年度に支払うべき報償費及び費用弁償を令和5年度予算で過年度支出しているものがあつた。	今後は、別に作成した「未払いチェック表」により、事務手続が適正に行われているか担当課長等を含め確認することとした。

監 査 対 象 機 関 名	佐 賀 城 本 丸 歴 史 館
監 査 執 行 年 月 日	令 和 5 年 1 2 月 1 4 日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 予定価格の金額の記入を誤っているものがあつた。	今後は、収支等命令者が予定価格調書に誤りなく記入できるよう積算根拠の書類の明確化等について、職員に周知・徹底した。
② 委託販売業務契約に定める報告時期について、変更契約を行っていないものがあつた。	館内職員及び報告者（受託事業者）に対し、契約内容の変更が必要な場合は、適切に変更契約を締結するとともに、契約書に沿って適切な時期に事務処理を進めるよう周知徹底した。

【健康福祉部 現地機関】

監 査 対 象 機 関 名	佐賀中部保健福祉事務所
監 査 執 行 年 月 日	令和5年12月11日（書面による監査）
(監査の結果)	(措置の内容)
① 収入未済があった。（生活保護費返還金）	居住等状況調査、電話連絡及び世帯訪問を継続して行い、収入未済額の解消に努める。
② 未収金に対する催告状について、複数年度にわたり未発送のものがあつた。	所内職員に対し、再発防止を周知徹底するとともに、佐賀県母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領に基づき催告状を発送するよう、課長及び係長で定期的に確認することとした。 今後は、適切な事務処理に努める。
③ 履行確認で書面による合格通知が行われていないものがあつた。	所内職員に対し、再発防止を周知徹底するとともに、業務委託契約書に基づき、契約相手方宛て書面により合格通知を送付する。 今後は、適正な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	唐津保健福祉事務所
監 査 執 行 年 月 日	令和5年12月13日（書面による監査）
(監査の結果)	(措置の内容)
① 収入未済があった。（生活保護費返還金）	居住等状況調査、電話連絡及び世帯訪問を継続して行い、収入未済額の解消に努める。 なお、監査時に1,199,512円（2件）あつたものを令和5年12月27日に28,568円（1件）完納。また、令和6年2月1日に4,432円徴取し、収入未済残額は1,166,512円（1件）になっている。

監 査 対 象 機 関 名	伊 万 里 保 健 福 祉 事 務 所
監 査 執 行 年 月 日	令 和 6 年 1 月 9 日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 収入未済があった。(生活保護費返還金)	居住等状況調査、電話連絡及び世帯訪問を継続して行い、収入未済額の早期解消に努める。
② 未収金に対する催告状について、発送遅れや複数年度にわたり未発送のものがあつた。	副所長以下の担当職員で佐賀県母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領の確認を行い、現在の滞納者一覧を元に、催告状発送の時期及び対象者を整理した上で発送することとした。
③ 令和3年度及び令和4年度に支払うべき医療扶助費負担金を令和5年度予算で過年度支出しているものがあつた。	発生後、施術請求書等の事務の取扱いを次のとおり改めた。 ・関係の書類受領後に係長を通し処理簿に記載する。 ・受領から支払までの台帳管理を行う。 ・保護決定調書などの上司によるチェックを徹底する。

監 査 対 象 機 関 名	杵 藤 保 健 福 祉 事 務 所
監 査 執 行 年 月 日	令 和 5 年 12 月 15 日 (書面による監査)
(監査の結果)	(措置の内容)
① 生活保護費返還金に係る調定で遅延しているものがあつた。	被保護者に対し返還金を決定した場合は、速やかに通知及び調定決議書により徴収決定を行う。
② 収入未済があつた。(生活保護費返還金)	居住等状況調査や電話連絡及び世帯訪問を継続して行い、収入未済額の早期解消に努める。

③ 学会参加費等を立替払により支出しているものがあつた。	必要な経費がある場合は、総務担当に事前の相談や会議参加に関する決裁を回議し、財務規則等に従い適切な事務処理を行うよう徹底する。
------------------------------	---

監 査 対 象 機 関 名	総 合 福 祉 セ ン タ ー
監 査 執 行 年 月 日	令 和 6 年 1 月 1 1 日
(監査の結果) ① 収入未済があつた。(児童福祉費負担金)	(措置の内容) 文書や電話による督促を行うとともに、保護者との面談時に納入の働きかけを行うなど、収入未済額の解消に努める。

監 査 対 象 機 関 名	虹 の 松 原 学 園
監 査 執 行 年 月 日	令和5年12月20日(書面による監査)
(監査の結果) ① 債権者を誤って支払っているものがあつた。	(措置の内容) 担当者においては、支出負担行為兼支出(払出)命令書の作成時は、請求書に記載の債権者を確認の上、確実に正しい債権者を登録するよう徹底した。 また、決裁の過程においても、請求書に記載の債権者と支出(払出)命令書に記載の債権者が同一であることを入念に確認した上で、電子文書にチェックマークを入れることを徹底した。 今後は、適切な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	食 肉 衛 生 検 査 所
監 査 執 行 年 月 日	令和 5 年 12 月 25 日（書面による監査）
<p>（監査の結果）</p> <p>① 切手の管理が不適正で、現物と需用品等出納・供用簿残高が一致していないものがあった。</p>	<p>（措置の内容）</p> <p>指摘後、切手の管理について、毎月初日に、担当及び総務課長で前月分の受払状況の確認及び現物と需用品等出納・供用簿残高の照合を行うこととした。</p> <p>今後は適切な事務処理に努める。</p>
<p>② 財産管理者が決裁を行わずに職員等駐車場の使用料を免除しているもの、また、行政財産使用許可指令書による使用料免除の通知や行政財産使用許可台帳の作成を行っていないものがあった。</p>	<p>指摘後、速やかに職員等駐車場の使用料免除の事務手続及び行政財産使用許可指令書による使用料免除の通知や行政財産使用許可台帳の作成を行った。</p> <p>今後は適正な事務処理に努める。</p>

【産業労働部 現地機関】

監 査 対 象 機 関 名	窯 業 技 術 セ ン タ ー
監 査 執 行 年 月 日	令 和 6 年 1 月 2 3 日
<p>(監査の結果)</p> <p>① 予定価格調書が作成されていないものがあつた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>課内で契約事務について再度確認を行い、職員に対し再発防止を周知徹底した。また、個別の事務においては「会計事務チェックシート」を用いて2名でチェックを行い、疑問がある場合は佐賀県財務規則の解釈を複数人で確認するほか、副所長（事務）がチェック状況を再度確認する体制とした。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努める。</p>

【農林水産部 現地機関】

監 査 対 象 機 関 名	佐 賀 中 部 農 林 事 務 所
監 査 執 行 年 月 日	令 和 6 年 2 月 22 日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 工事費で積算額を誤っているものがあった。	職員に対し、同様の事例が生じないよう周知徹底を行った。 今後は、適正な設計積算に努める。
② 公用車に損傷を与え、河川にエンジンオイルを流出させているものがあった。	全職員に対し、再発防止の周知徹底を行った。 具体的には、公用車の取扱いに関する注意喚起を行うとともに、車止めとしてU字溝を置き、車の転落防止策を講じた。 今後は、車両の適正管理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	東 部 農 林 事 務 所
監 査 執 行 年 月 日	令 和 6 年 2 月 15 日 (書面による監査)
(監査の結果)	(措置の内容)
① 公用車の亡失・損傷届を提出していないものがあった。	指摘後、亡失・損傷届を提出した。 今後は、適正な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	唐 津 農 林 事 務 所
監 査 執 行 年 月 日	令 和 6 年 2 月 19 日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 収入未済があった。(水産業使用料ほか)	引き続き、臨戸訪問及び電話督促等により、収入未済の解消に努める。

監 査 対 象 機 関 名	伊 万 里 農 林 事 務 所
監 査 執 行 年 月 日	令 和 6 年 2 月 14 日 (書面による監査)
(監査の結果)	(措置の内容)
① 水道料の支出で遅延しているものがあった。	職員に対し、再発防止の周知徹底を行った。 今後は、事務手続の進捗管理を徹底し、適正な事務処理に努める。
② 大会参加費及び意見交換会費を立替払により支出しているものがあった。	職員に対し、同様の事例が生じないよう周知徹底を行った。 今後は、組織としてのチェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	杵 藤 農 林 事 務 所
監 査 執 行 年 月 日	令 和 6 年 2 月 27 日
(監査の結果)	(措置の内容)
① バス借上料の支出で遅延しているものがあった。	職員に対し、再発防止の周知徹底を行った。 今後は、事案の概要と原因を情報共有するとともに、適切な会計事務処理の実施とそれぞれの立場での確認をするよう留意し、適正な事務処理に努める。
② 設計書の工事費の積算方法で適正でないものがあった。	職員に対し、同様の事例が生じないよう周知徹底を行った。 今後は、積算システムへの入力をルールどおり行うことを徹底し、適正な設計積算に努める。

<p>③ 財産台帳（立木）で記載漏れがあった。</p>	<p>職員に対し、再発防止の周知徹底を行った。</p> <p>今後は、入力状況を複数の関係職員で確認し、適正な事務処理に努める。</p>
-----------------------------	--

監 査 対 象 機 関 名	農 業 大 学 校
監 査 執 行 年 月 日	令和6年1月12日（書面による監査）
<p>（監査の結果）</p> <p>① 技能講習の講習料及びテキスト代を立替払により支出しているものがあった。</p>	<p>（措置の内容）</p> <p>職員に対し、同様の事例が生じないように周知徹底を行った。</p> <p>今後は、支出漏れがないよう、職員の技能講習等の申込み状況等を共有し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>② 物品（農業用運搬車）に損害を与えているものがあった。</p>	<p>職員に対し、再発防止の周知徹底を行った。</p> <p>具体的には、全体朝礼やホームルーム、講義、実習前の講話等において学生に対して安全な農作業の徹底及び機器操作能力の向上について改めて指導した。</p> <p>今後は、物品の適正管理に努める。</p>

監 査 対 象 機 関 名	果 樹 試 験 場
監 査 執 行 年 月 日	令 和 6 年 1 月 26 日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 備品購入費の事前承認伺で、部長 決裁すべきものを場長決裁で行って いるものがあつた。	職員に対し、同様の事例が生じない よう周知徹底を行った。 具体的には、発注から納品までのス ケジュール管理の徹底及び契約事務の 事前承認（佐賀県財務規則別表第1） について改めて周知した。 今後は、適正な事務処理に努める。
③ 工事契約書で請負代金の支払地を 記載していないもの、また、工事請 負契約約款に部分払の回数を記載し ていないものがあつた。	職員に対し、同様の事例が生じない よう周知徹底を行った。 今後は、会計事務チェックシートを 活用するとともに、決裁段階におい ても確認を徹底し、適正な事務処理に 努める。
④ 監督員決定の手續及び請負業者に 対する通知をしていないものがあつ た。	職員に対し、同様の事例が生じない よう周知徹底を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	畜 産 試 験 場
監 査 執 行 年 月 日	令 和 6 年 2 月 27 日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 令和4年度に支払うべき手数料を 令和5年度予算で過年度支出してい るものがあつた。	職員に対し、同様の事例が生じない よう周知徹底を行った。 具体的には、改めて財務規則の確認 等を行うよう周知するとともに、支出 負担行為兼支出命令で処理する少額経 費の債務については、処理漏れがない よう、必ず、事前に支出伺を作成する こととした。 今後は、適切な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	有明水産振興センター
監 査 執 行 年 月 日	令和6年1月29日（書面による監査）
<p>（監査の結果）</p> <p>① 資金前渡者が、学会の参加費等を立替払（個人のクレジットカード支払）により支出しているものがあった。</p>	<p>（措置の内容）</p> <p>職員に対し、同様の事例が生じないよう周知徹底を行った。</p> <p>また、担当係長及び総務担当、総務課長が業務や決裁において随時点検を行い、誤った取扱いを行わないよう確認することとした。</p> <p>今後は、適切な事務処理に努める。</p>

【県土整備部 現地機関】

監 査 対 象 機 関 名	佐 賀 土 木 事 務 所
監 査 執 行 年 月 日	令 和 6 年 1 月 2 4 日 令 和 6 年 1 月 2 5 日 (書面による監査)
(監査の結果)	(措置の内容)
① 収入未済があった。(河川海岸使用料ほか)	電話催告及び臨戸訪問等を行い、引き続き、収入未済の早期解消に努める。
② 支出負担行為伺の財務システムへの入力が遅延しているものがあった。	職員に対し、会計事務に関する指導を改めて行い、再発防止を周知徹底するとともに、支出負担行為及び支出命令の遅延がないか、課長及び係長で予算や財務システムと照合することで定期的に確認することとした。 今後は、適切な事務処理に努める。
③ 設計単価等決定要領によらず建設資材の設計単価を決定しているものがあった。	指摘後、同様の事例が生じないように職員への周知徹底を図った。 今後は、適切な事務処理に努める。
④ 工事の管理で検討を要するものがあった。 (検討を指示した所属 : 建設・技術課)	【建設・技術課】 現地機関に対し、施工計画書に地図が転載等されている場合は、著作権法に違反していないか確認するよう周知した。

監 査 対 象 機 関 名	東 部 土 木 事 務 所
監 査 執 行 年 月 日	令 和 6 年 1 月 2 9 日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 普通財産の土地貸付に係る調定で遅延しているものがあつた。	指摘後、同様の事例が生じないように職員への周知徹底を図つた。 今後は、事務手続の進捗管理を徹底し、適切な事務処理に努める。
② 工事の管理で検討を要するものがあつた。 (検討を指示した所属 : 建設・技術課)	【建設・技術課】 現地機関に対し、施工計画書に地図が転載等されている場合は、著作権法に違反していないか確認するよう周知した。

監 査 対 象 機 関 名	唐 津 土 木 事 務 所
監 査 執 行 年 月 日	令 和 6 年 2 月 7 日 令 和 6 年 2 月 8 日 (書面による監査)
(監査の結果)	(措置の内容)
① 証紙収入報告で誤っているもの(年度を越えるもの)があつた。	指摘後、速やかに証紙取扱の手順を改めて担当職員間で共有・徹底するとともに、証紙徴収整理簿への記入におけるチェック体制を強化した。 毎月の会計課への報告の時に、証紙収入報告と証紙徴収整理簿を課内で共有することで相互チェックを行うこととした。 今後は、適切な事務処理に努める。

<p>② 設計図書の照査結果が報告されていないものがあった。</p>	<p>指摘後、速やかに同様の業務に携わる職員に対し、制度を再度周知するとともに、施工計画書提出までに照査報告がない受注者に対し指導を行うこととした。</p> <p>今後は、適切な事務処理に努める。</p>
<p>③ 普通財産の土地貸付の継続契約手続で遅延しているものがあった。</p>	<p>指摘後、速やかに担当者間の引継書だけでなく、係長の引継書にも明記し、重層的に引継ぎを行うこととした。</p> <p>あわせて、財産管理台帳について、毎年度当初に確認を行うこととした。</p> <p>今後は、適切な事務処理に努める。</p>

<p>監 査 対 象 機 関 名</p>	<p>伊 万 里 土 木 事 務 所</p>
<p>監 査 執 行 年 月 日</p>	<p>令 和 6 年 2 月 1 5 日</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>① 収入未済があった。(港湾使用料ほか)</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>債務者の所在や財産を調査し、所在不明で資力がないことを確認した。</p> <p>電話催告及び臨戸訪問等を行い、引き続き、収入未済の早期解消に努める。</p>
<p>② 設計図書に支給材料が定められておらず、また、支給材料の受領書が提出されていないものがあった。</p>	<p>職員に対し、同様の事例が生じないよう周知徹底を図った。</p> <p>今後は、組織としてのチェック体制をさらに強化し、適切な事務処理に努める。</p>

監 査 対 象 機 関 名	杵 藤 土 木 事 務 所
監 査 執 行 年 月 日	令 和 6 年 1 月 30 日 令 和 6 年 1 月 31 日 (書面による監査)
(監査の結果) ② 公用車の損傷について、損傷年月日及び損傷者等が不明のままとなっているものがあつた。	(措置の内容) 指摘後、職員に対して再度注意喚起を行った。 今後は、公用車の適切な管理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	ダ ム 管 理 事 務 所
監 査 執 行 年 月 日	令和6年1月9日 (書面による監査)
(監査の結果) ① 支出負担行為で遅延しているものがあつた。	(措置の内容) 指摘後、職員に対し再発防止を周知徹底するとともに、支出負担行為及び支出命令の遅延がないか、所内で定期的に確認することとした。 今後は、事務手続の進捗管理を徹底し、適切な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	有明海沿岸道路整備事務所
監 査 執 行 年 月 日	令和6年1月18日 (書面による監査)
(監査の結果) ① 令和4年度に支払うべき需用費を令和5年度予算で過年度支出しているものがあつた。	(措置の内容) 指摘後、物品発注から支払までの整理表を作成・共有し、随時、複数の職員で進捗管理を行うこととした。 今後、処理の忘却や遅延の防止を徹底し、適切な事務処理に努める。

【教育委員会所管の教育機関等】

監 査 対 象 機 関 名	武 雄 青 陵 中 学 校
監 査 執 行 年 月 日	令 和 5 年 10 月 24 日
(監査の結果) ① 印影登録が抹消された学校印及び 学校長印を規定どおりに教育総務課 長に引き渡していないものがあっ た。	(措置の内容) 指摘後、速やかに学校印及び学校長 印を教育総務課長へ引き渡した。 今後は、公印の適正管理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	唐 津 東 高 等 学 校
監 査 執 行 年 月 日	令和5年10月6日（書面による監査）
(監査の結果) ① 条件付一般競争入札で入札参加要 件の設定が適正でないものがあっ た。	(措置の内容) 指摘後、同様の事例が生じないよう 職員への周知徹底を図った。 今後は、組織としてのチェック体制 をさらに強化し、適正な事務執行に努 める。

監 査 対 象 機 関 名	巖 木 高 等 学 校
監 査 執 行 年 月 日	令和5年10月13日（書面による監査）
(監査の結果) ① 緊急用前渡資金で現金出納簿に交 付を受けた者の氏名が未記載のもの があった。	(措置の内容) 指摘後、直ちに修正し、職員に対し て、再発防止の周知徹底を行った。 具体的には、佐賀県財務規則例規集 を用いて一連の流れを再確認した。 今後は、適切な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	三 養 基 高 等 学 校
監 査 執 行 年 月 日	令和 5 年 10 月 20 日 (書面による監査)
(監査の結果) ① 物品 (パソコン) に損害を与えているものがあつた。	(措置の内容) 指摘後、職員に対し再発防止の周知徹底を行った。 具体的には、定期的に職員会議等で担当職員より再発防止の周知徹底、及び物品 (パソコン) の取扱いに関する注意喚起を行うこととした。 今後は、学校物品の適正管理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	太 良 高 等 学 校
監 査 執 行 年 月 日	令和 5 年 10 月 24 日 (書面による監査)
(監査の結果) ① 役務費の支払が遅延し振込手数料を支払っているものがあつた。	(措置の内容) 担当者異動の際には支払担当者だけでなく、事務長及び事務主任を含めた組織全体で引継内容の共有及び確認を行うこととした。 今後は、適切な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	佐 賀 農 業 高 等 学 校
監 査 執 行 年 月 日	令 和 5 年 11 月 1 日
(監査の結果) ① 財産（門扉）に損害を与えている ものがあつた。	(措置の内容) 同様の事例が生じないよう改めて職員に対し、再発防止の周知徹底を図つた。 具体的には、職員朝礼や職員会議で、注意喚起を行った。 また、学期に1回程度、施設設備及び物品の適切な取扱いについて周知していくこととした。 今後は、適切な物品管理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	鳥 栖 工 業 高 等 学 校
監 査 執 行 年 月 日	令和5年10月27日（書面による監査）
(監査の結果) ① 補助実施要領の内容で検討を要するものがあつた。 （検討を指示した所属 ：保健体育課）	(措置の内容) 【保健体育課】 他校における事務手続の実態を把握するとともに、補助実施要領における補助額と補助対象者に対する実際の負担軽減額の乖離がないか確認した上で、統一された事務手続となるよう検討する。

監 査 対 象 機 関 名	牛 津 高 等 学 校
監 査 執 行 年 月 日	令 和 5 年 11 月 22 日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 支払を二重に行い返納させているものがあつた。	指摘後、職員に対し、再発防止の周知徹底を行った。 具体的には、支払時に会計補助簿の整理・確認を行うこととした。 今後は、適切な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	鹿 島 高 等 学 校
監 査 執 行 年 月 日	令 和 5 年 11 月 2 日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 物品使用貸借契約を更新していないものがあつた。	指摘後、速やかに契約を更新し、職員に対し、再発防止の周知徹底を行った。 具体的には、備品の現有確認時には必ず契約書類等の確認も行うこととし、職員間の声掛けによるチェック体制の強化を図ることとした。 今後は、適切な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	白 石 高 等 学 校
監 査 執 行 年 月 日	令 和 5 年 10 月 31 日 (書面による監査)
(監査の結果)	(措置の内容)
① 電気料の支払が遅延し延滞金を支払っているものがあつた。	覚知後、職員に対し、速やかに再発防止の周知徹底を行った。 具体的には、自動口座振替払用資金請求書に債権債務者番号を追記し、口座振替用通帳を複数名で確認することとした。 今後は、適切な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	金 立 特 別 支 援 学 校
監 査 執 行 年 月 日	令 和 5 年 11 月 22 日
(監査の結果) ① 公用車の損傷について、損傷年月日及び損傷者等が不明のままとなっているものがあった。	(措置の内容) 指摘後、職員に対し再発防止の周知徹底を行った。 具体的には公用車チェックシートを作成し、全ての公用車使用前後に必ず傷等の有無チェックを行うこととした。 今後は、公用車の適正な管理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	う れ し の 特 別 支 援 学 校
監 査 執 行 年 月 日	令 和 5 年 11 月 30 日
(監査の結果) ① 扶養手当で返納を要するものがあった。	(措置の内容) 覚知後、速やかに手当を返納させ、職員に対し、再発防止の周知徹底を行った。 具体的には、職員朝礼で各種手当の認定に影響がある場合は速やかに手続を行うよう周知し、定期的に状況を確認することとした。 今後は、適切な事務処理に努める。

【公安委員会所管の警察署】

監 査 対 象 機 関 名	鳥 栖 警 察 署
監 査 執 行 年 月 日	令 和 5 年 12 月 4 日
(監査の結果) ① 債権者を誤って支払っているもの、令和3年度及び令和4年度に支払うべき負担金を令和5年度予算で過年度支出しているもの、また、令和2、3、4年度の負担金の算定を誤り令和5年度に返納させているものがあった。	(措置の内容) 支払時に関係書類に誤りがないか、複数の担当者で確認することとした。 今後は、適切な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	唐 津 警 察 署
監 査 執 行 年 月 日	令 和 5 年 11 月 30 日
(監査の結果) ① 債権者を誤って支払っているものがあった。	(措置の内容) 債権者に誤りがないか、複数の担当者で確認することとした。 今後は、適切な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	武 雄 警 察 署
監 査 執 行 年 月 日	令 和 5 年 11 月 28 日
(監査の結果) ① 債権者を誤って支払っているものがあった。	(措置の内容) 債権者に誤りがないか、複数の担当者で確認することとした。 今後は、適切な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	鹿 島 警 察 署
監 査 執 行 年 月 日	令 和 5 年 12 月 5 日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 職員駐車場使用許可で、使用料の減免条件を確認せずに減免を行っているものがあった。	関係規定を確認し、減免条件に合致しているか、複数の担当者で確認することとした。 今後は、適切な事務処理に努める。
② 公用車の亡失・損傷届を提出していないものがあった。	指摘後、速やかに亡失・損傷届を提出した。 今後は、適切な事務処理に努める。